

令和 6 年 6 月 3 日

議 案

6 月 定 例 会 議

常 総 市



## 議案第 1 号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部  
を改正する条例について

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように定めたいので，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96  
条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は，行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律が改正されたことに伴い，用語の整合を図る改正を行うため，これを提出す  
る。

## 常総市条例第 号

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

常総市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年常総市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第5条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第2号

### 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の変更に関して協議により別紙のとおり定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議を行うため、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

## 茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

### 議案第3号

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例について

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、特定教育・保育施設等の運営に関する基準を定める内閣府令が改正されたことに伴い、条例中の規定を府令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間におけるこの条例による改正後の常総市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第23条（同条例第50条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第23条中「掲示するとともに」とあるのは「掲示しなければならぬほか」と、「供しなければ」とあるのは「供するよう努めなければ」とする。

## 議案第4号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例について

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

### 提案理由

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める厚生労働省令が改正されたことに伴い、条例中の職員配置基準を省令と同様の内容に改めるため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常総市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常総市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

専決処分の承認を求めることについて

財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり処分したから、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、小学校教師用指導書及び教科書の取得について、令和6年3月27日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるため、これを提出する。

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により，下記のとおり専決処分する。

令和6年3月27日

常総市長 神 達 岳 志

### 記

#### 財産の取得について

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 財産の種別及び数量 | 小学校教師用指導書及び教科書 一式  |
| 2 取得の目的     | (1) 水海道小学校ほか11校教師用<br>(2) 飯沼小学校教師用   |
| 3 取得の方法     | 随意契約   |
| 4 取得金額      | (1) 47,255,196円<br>(2) 3,915,490円  |
| 5 取得の相手方    | (1) 茨城県常総市水海道宝町3385番地<br>有限会社明文堂書店<br>代表取締役 飯塚 智子<br>(2) 茨城県坂東市岩井4638番地<br>榊善本店<br>中村 敏弘 |

## 議案第6号

### 常総市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について

常総市都市計画審議会条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、常総市都市計画審議会の委員定数について改めるほか、軽易な案件について処理する常務委員会の設置に関する規定を加える等の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

常総市都市計画審議会条例（平成12年水海道市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「都市計画に関する重要事項を審議するため」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき」に改める。

第3条第1項中「15人」を「15人以内」に改め、同条第2項第3号中「及び」を「又は」に改め、「並びに市民」を削り、同項に次の1号を加える。

(4) 市民

第3条に次の1項を加える。

4 委員は、再任されることができる。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(常務委員会)

第7条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長が指名した委員をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

### 常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例について

常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、市営住宅の入居者の資格に関する規定について、条例中で引用する法律が改正されたことから、用語の整合を図る等の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市営住宅管理条例の一部を改正する条例

常総市営住宅管理条例（平成9年水海道市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「平成13年法律第31号」の次に「。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。」を加え、「被害者又は同法」を「被害者又は配偶者暴力防止等法」に改め、同号ア中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者暴力防止等法」に、「若しくは同法」を「（配偶者暴力防止等法）に、「同法第3条第3項第3号」を「場合を含む。）」に、「又は同法」を「又は配偶者暴力防止等法」に、「同法第5条の」を「場合を含む。）の」に改め、同号イ中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を「配偶者暴力防止等法」に、「又は同法」を「又は第10条の2（配偶者暴力防止等法）に改め、「において」の次に「これらの規定を」を加え、「同法第10条第1項」を「場合を含む。）」に改める。

第6条第3項中「、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第20条」を削り、「第30条」を「第28条又は第40条」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第8号

### 常総市公共下水道条例の一部を改正する条例について

常総市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

#### 提案理由

本案は、国土交通省が定める標準下水道条例が改正されたことに伴い、排水設備指定工事店の指定基準の見直しその他所要の改正を行うため、これを提出する。

## 常総市条例第 号

### 常総市公共下水道条例の一部を改正する条例

常総市公共下水道条例（平成14年水海道市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合には、この限りでない。

第6条第1項中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

第7条第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の主任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「又は」を「及び」に改め、「住民票」の次に「、在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カードをいう。）又は特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書をいう。）」を加え、同項第3号中「専属する」を「選任する」に改める。

第8条第1項第1号中「次条第1項」を「次条第2項」に、「が1名以上専属している者である」を「を選任している」に改める。

第9条の見出し中「排水設備主任技術者」を「主任技術者」に改め、同条第1項中「専属させなければ」を「選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、茨城県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

第9条第4項中「指定工事店に専属する」を「営業所において選任する」に改める。

第17条第1項の表中「第6条第4号」を「第6条第5号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第31条中「受けたもの」を「受けた者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条第1項の表の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める部分に限る。）は、令和7年4月1日から施行する。

議案第9号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3388	坂手町5915-1	坂手町5938

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第10号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3389	坂手町5898-1	坂手町5909

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第 11 号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
3 9 9 4	坂手町 5 9 3 1 - 1	坂手町 5 9 5 3 - 2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第12号

市道の路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により次の路線を廃止したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点	終 点
西632	鴻野山834-1	鴻野山822

提案理由

本案は、鴻野山地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その認定を廃止するため、これを提出する。

議案第13号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3384	旧	坂手町2822	旧	坂手町5611-1
	新	坂手町2822	新	坂手町2808-3

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点を変更するため、これを提出する。

議案第14号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3385	旧	坂手町2963-1	旧	坂手町5955-3
	新	坂手町2963-1	新	坂手町3003-1

提案理由

本案は、坂手町地内の路線の一部について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点を変更するため、これを提出する。

議案第15号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
3390	旧	坂手町5897-1	旧	坂手町1587-2
	新	坂手町5882-1	新	坂手町1587-2

提案理由

本案は、坂手町地内の路線について、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その起点を変更するため、これを提出する。

議案第16号

市道の路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により次の路線を変更したいので、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路線名	起 点		終 点	
西66	旧	岡田490	旧	岡田544
	新	岡田490	新	岡田549-1

提案理由

本案は、岡田地内の路線の一部について、隣接する民有地と一体となり、道路としての機能を有しておらず、当該路線に隣接する土地の所有者から払下げの要望があることから、その終点を変更するため、これを提出する。

議案第17号

市道の路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月3日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

路 線 名	起 点	終 点
6037	坂手町5957	坂手町5955-1

提案理由

本案は、議案第14号において変更する市道3385号線の一部について、払下げの要望のある部分を除いた現道の部分を改めて市道として認定するため、これを提出する。